

社会保険および住宅積立金に関する政策改定について

担当者：平出・高

一、社会保険&住宅積立金の基数と比率の変更について

企業のコスト負担を軽減することを目的に、国家及び各地区は各種法定社会保険の納付額の基準となる基数の比率を2016年後半から小幅ながら下げる動きが見られるようになりました。

住宅積立金についても新規定を公布し、納付比率について「5%～12%の範囲内で企業側にて自主的に選択できる」ことを明確にし、企業に自主裁量の余地を与えるように政策が改定されることになりました。

北京市及び天津市では、2018年の社会保険及び住宅積立金の基数上下限及び納付比率を下記の通りに改定しています。

(1) 北京

項目	基数		調整	納付比率		
	下限	上限		会社負担	個人負担	計
①養老保険	3387	25401	毎年 7月	(20%⇒) 19%	8%	27.0%
②医療保険	5080			10%	2%	12.0%
③失業保険	3387			(1%⇒) 0.8%	0.2%	1.0%
④生育保険	5080			0.8%	-	0.8%
⑤労災保険注1	5080			0.2%～1.9%	-	0.2%～1.9%
⑥大額医療補助	-			-	36元/年	-
法定社会保険負担率合計				30.8%～32.5%	10.2%+36元/年	41%～42.7%
①住宅積立金	2120 ※9月調整	25401	毎年 7月	(11%～12%⇒) 5%～12%	(11%～12%⇒) 5%～12%	(22%～24%⇒) 1%～24%
法定住宅積立金負担率合計				5%～12%	5%～12%	10%～24%

(2) 天津

項目	基数		調整	納付比率		
	下限	上限		会社負担	個人負担	計
①養老保険	3364	16821	毎年 1月 (上限 調整: 4月)	(20%⇒) 19%	8%	27.0%
②医療保険				10%	2%	12.0%
③失業保険				(1%⇒) 0.5%	0.5%	1.0%
④生育保険				(0.8%⇒) 0.5%	-	0.5%
⑤労災保険注1				0.2%～1.9%	-	0.2%～1.9%
⑥大額医療補助				-	260元/毎年	-
法定社会保険負担率合計				30.2%～31.9%	10.5%+260元/年	40.7%～42.4%
①住宅積立金	2050	24240	毎年 7月	(11%～12%⇒) 5%～12%	(11%～12%⇒) 5%～12%	(22%～24%⇒) 10%～24%
法定住宅積立金負担率合計				5%～12%	5%～12%	10%～24%

注1. 労災保険は企業の所属業界のリスク等級により、社会保険管理中心にて上記範囲で納付比率が決定されます。

二、政策変化について

(1) 社会保険料は2019年1月1日より税務部門が徴収することになります。

中共中央弁公庁、国務院弁公庁より公布された【国税地税徴収管理体制改革方案】により、国税局と地税局が合併された後、社会保険料は統一的に税務部門が徴収することを明確にしました。2019年1月から実施となります。

税務機関が社会保険を徴収することにより、社会保険の申告データと個人所得税の申告額とを対比できるようになりますので、規定どおりに保険料を納めていないと、今後は社会保険管理中心の重点審査対象になるようです。そのため、下記に該当する企業は来年から従来のやり方を修正することが必要になり、法定福利厚生に関するコストが大幅に増加する可能性もあり注意が必要です。

- ・社会保険登録をしておらず、従業員の社会保険料を拠出していない企業
- ・一部の従業員のみ、社会保険登録をして社会保険料を拠出している企業
- ・すべての従業員の社会保険料を拠出しているが、計算基数が正しくない企業

(2) 住宅積立金の納付比率を5%~12%の範囲で企業が自主的に選択できるように改定

住宅積立金の納付比率について、今年4月28日に国家住建部、財政部及び中国人民銀行より【住宅積立金納付機制を改進し、更に企業側のコストを減らす通知】(建金「2018」45号)が公布され、その後各地区の住宅積立金管理中心から比率下げに関する申請条件及び申請流れなどの通知が公布されています。新規定では、基数の決定について旧規定に定められていた料率調整にあたっての2つの要件(①一定条件に符合する企業②従業員大会又は労働組合の同意を得ている)が取消されて、企業は5%~12%の範囲で自主的に納付比率を選択することができることが明確されました。また、更に5%以下の料率を申請することもできるように定められています。

なお、当該政策は暫定的に2020年4月30日までの期間限定処置となります。

具体的な政策の変更内容は下記の通りになります。

内容		旧規定	新規定	
正常納付比率		北京地区:各12% 天津地区:各11%~12%	北京地区:各12% 天津地区:各11%~12%	
比率下げの申請に対し	下げた納付比率	企業と従業員とも各々5%を下回らない範囲で同率	5%~12% ※企業と従業員の納付比率は同率でなければならない	1%~4% ※企業と従業員の納付比率は同率でなければならない
	申請対象	①前年度が赤字である生産経営困難な企業 ②国家规定に符合する小型微型の条件に該当する企業	企業で自主選択可能	生産経営が困難な企業 ※旧規定の「前年度が赤字」の条件を取消
	所要手続き	従業員大会又は従業員代表大会(労働組合)の検討同意を経て、且つ市住宅積立金管理中心に批准された後に実施できる。	-	従業員大会又は従業員代表大会(労働組合)の検討同意を経て、且つ住宅積立金管理中心に批准された後に実施できる。
	調整時期	毎年7月基数更新前に申請	毎年7月基数更新時	毎年7月基数更新前に申請

(3) 身体障害者雇用保障金も基数上限を所在地区の平均賃金の3倍から2倍を変更

(申告納付期限は9月30日)

身体障害者雇用保障金についても新しい組織での税務局(従前は地税局)の徴収により、これまで納付していない又は規定よりも低い金額で納付していた企業は今後適正な金額での納付を要求される可能性がより高くなります。

昨今の中国における経済不振に対応するため、国家の政策の方向も企業側のコスト負担の減少と個人収入の増加(手取り額の増加)を意図しているように思われます。今後も企業やその従業員に対し有利な規定が出される一方で、インターネット及びビッグデータの活用により、企業に対する各方面における監督・チェックも厳格になっていくことが予想されます。

企業側の対応策として、自社の法定福利厚生・会社各種税金の納付・個人所得税の源泉徴収の状況などについて、適時に自己検査を行い、当局の指摘を受ける前に見直しをする必要があるかどうかを見極めて、処罰・追徴・罰金などによる損失リスクを回避していくことが必要になります。

以上